

すどう あきお	公明	個人	七
---------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

一 新型コロナウイルスワクチン接種、また新型コロナウイルスへの罹患に関連する支援策等について

(一) 新型コロナウイルス接種による副反応に悩む方への対応について

ア ワクチン接種の副反応にかんする区民からの相談は、どのくらい寄せられているか。

イ 国に対して、予防接種後健康被害救済制度の新型コロナウイルスワクチン接種の場合の要件緩和、弾力的運用を求めているかどうか。

ウ この救済制度から漏れた方で、今も副反応に苦しんでいる方に費用面での支援を求める。

【要旨】

ワクチン接種後の副反応は、接種後翌日から三日くらいに出てくる方もいて、アナフィラキシーショックへの対応だけでは十分とは言えない。国が定める予防接種後健康被害救済制度だけでは、フォローするには厳しく、安心して接種を進められない。

すどう あきお

公明

個人

七

一 (一) アイウ

次に、新型コロナウイルスワクチン接種による

副反応に悩む方への対応について、お答えします。

まず、ワクチン接種の副反応にかんする

区民からの相談件数は、

令和三年四月から令和四年一月までの間に、

三十五件となっています。

次に、予防接種後健康被害救済制度の

要件緩和、弾力的運用を国に求めることについてです。

接種と副反応との因果関係は

「一般人をして疑問を差し挟まない程度の

蓋然性があると認められる場合」とされ、

幅広く被害が認定される制度となっており、

さらなる要件の緩和については、

学術的な知見の進展を踏まえ、

必要に応じて検討されるものと認識しています。

また、国の救済制度の対象とならなかった方を

(後頁へ続く)

すどう あきお

公 明

個人

七

(前頁から続く)

区が費用面で支援することについては、

区独自に支給基準を定めなければならないなど

課題が多く、大変難しいものと考えます。

区といたしましては、接種を推進する立場として、

接種による健康被害を生じさせないよう、

安全安心な接種環境の整備に努めてまいります。

すどう あきお	公明	個人	七
---------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

一 新型コロナワクチン接種、またコロナ罹患に関連する支援策等について

(二) コロナ罹患の後遺症に悩む方への見舞金の提案

ア 後遺症患者の把握について

イ 見舞金による支援について

後遺症患者の中には、重症で入院し、退院後の仕事復帰が難しく、急激に生活が困窮する方がいる。

区内の後遺症患者の把握はできているのか。そうした方に見舞金を送り、状況改善を支援することはできないか。

すどう あきお

公明

個人

七

一 (二) ア・イ

次に、後遺症に悩む方々への支援についてです。

いわゆる後遺症は、新型コロナウイルス感染症の回復後に発生する症状ですが、

原因は明確になっておりません。

また、医療機関からの報告の対象ではないことから実数も正確に把握されておりません。

国の研究班によると、時間経過とともに、次第に、症状は改善するものの、入院患者の六カ月後の調査で、倦怠感、息切れなどの軽微な症状も含めると十パーセント以上の方に残存しているとのこと。

一方、隠れていた他の疾患による症状を

新型コロナウイルスによる後遺症と捉えてしまう場合もあり、鑑別のためにも診断が重要となります。

このためご相談に際しては、まず、症状に応じた医療機関受診をお勧めしております。

(後頁へ続く)

すどう あきお

公明

個人

七

(前頁から続く)

ご提案の見舞金による支援は、
診断基準がいまだ確立されておらず、
対象者も正確に把握できないことから、
現在のところ予定はしていません。

なお、「後遺症を負担に感じ、復職困難となった」
などのご相談については、
既存の相談支援の取り組みの中で、
関係機関とも連携を図りながら支援するとともに、
後遺症にかかわる、今後の国の動きや
医学研究を注視してまいります。

すどう あきお	公明	個人	七
---------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

一 新型コロナウイルスワクチン接種、またコロナ罹患に関連する支援策等について

(三) 医療機関や介護事業所向けの抗原検査キットの確保について

医療・介護従事者の間でクラスターが発生すると、施設運営に影響が出る。これらの方々に抗原検査キットを区で確保し、区負担あるいは低額で各施設に配ることはできないか。

すどう あきお

公明

個人

七

一 (三)

次に、医療機関や介護事業所向けの抗原検査キットの確保についてです。

区では、昨年二月以降、高齢者入所施設等の従事者を対象に一斉・定期的なPCR検査を区独自に重点的に実施し、感染が確認された場合には、迅速に、感染拡大防止策に取り組んでまいりました。しかし、現下の感染状況においては、感染、または、濃厚接触と特定される医療・介護従事者が増加し、サービス提供体制に大きな影響を及ぼしています。

(後頁へ続く)

すどう あきお

公明

個人

七

(前頁から続く)

今般、国から、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応として、高齢者施設等の事業継続に必要な場合に、抗原定性検査キットを用いた検査による濃厚接触者の待機期間 短縮の取り扱いが示されました。

また、従来から、医療福祉施設等の従業員に対する抗原検査キットの活用が提案されてきました。

このため、需給がひっ迫している検査キットの流通状況を勘案しながら、となりますが、ご提案の、従事者の感染対策のための検査キットの活用について支援を検討してまいります。

なお、介護現場は医療機関と異なり、検査実施に関する知識を有する人材が不足しており、適正な検査実施が課題となります。

(後頁へ続く)

すどう あきお

公 明

個人

七

(前頁から続く)

区では、高齢者施設等が、

国のガイドラインに則った検査を

適正に実施できるように、

ホームページ等を通じて情報提供を行うとともに、

オンラインによる研修等で支援していく予定です。

すどう あきお	公明	個人	七
---------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

二 北区における高齢者とその家族に対する

支援について

(一)「おくやみコーナー」の設置に向けて

【要旨】

遺族にとって、手続きの煩雑さは大変に負担が大きい。そのため、「おくやみコーナー」の設置は大きな一歩になると考える。都内でも八王子市、立川市、大田区、豊島区、葛飾区で実施されている。ほとんどは、コーナーで説明後、各部署に行かなければならない点では根本的な解決には至っていないが、葛飾区ではある程度のワンストップで手続きができるようになってきている。北区においても今後、DXの推進を速やかに進めていくことで関係各所が連携できるようになり、お悔やみコーナーも早期実現が可能と考える。必要なら行政書士、社労士、税理士などの専門家の配置をしていくことも検討しては如何か。「おくやみコーナー」設置を強く希望するが、現在の検討状況、課題などを教えてほしい。

すどう あきお

公明

個人

七

二(一)

次に、北区における高齢者と

その家族に対する支援について、のご質問のうち、

「おくやみコーナー」の設置に向けて、についてです。

ご遺族の方にとって、各種の手続等は、

不安や時間的な負担などが大きいものと考えています。

そのため、区では、死亡時に必要となる手続きや

相談窓口について、区民の方により分かりやすく

改訂した、「おくやみのしおり」を逝去に伴う手続きの

ご案内」をお渡ししています。

おくやみコーナーにつきましては、

すでに設置している特別区の自治体においても、

ワンストップ対応が難しい状況や、

窓口の設置場所の確保、

システム等の環境整備、

幅広い制度や手続きに的確に対応できる

知識や経験を有する職員の育成などに

課題があるとも伺っています。

(後頁へ続く)

すどう あきお

公明

個人

七

(前頁から続く)

引き続き、特別区をはじめ

先行自治体における運用状況や効果・課題、

専門家による支援などについて、

将来的な総合窓口も見据えた調査研究を

行ってまいります。

すどう	あきお	公明	個人	七
-----	-----	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

二 北区における高齢者とその家族に対する支援について

(一)「終活あんしんセンター」の制定に向けて

ア 現在北区で行っている高齢者の終活についての
取り組みはどんなものがあるか

イ 先例を参考により高齢者に寄り添う「北区版終活あんしんセンター」の設置をするべきではないか
実現に向けての懸念材料があれば合わせて問う

(豊島区「終活あんしんセンター」)

令和三年二月開設 運営…豊島区社会福祉協議会

オリジナルの終活あんしんノート(エンディングノート)
を作成

弁護士等の専門家による相談、必要に応じた情報提供、
遺言や相続、信託などの相談

すどう あきお

公明

個人

七

二(二) アイ

次に終活あんしんセンターについてです

高齢者の終活については関心が高まっており、

高齢者の終活支援についての取り組みの重要性を認識しているところです。

高齢者あんしんセンターでは家族介護者教室を

開催しており、看取りのこと、身辺整理のこと、

高齢期の住まいのこと、お墓について、

エンディングノートについてなど

様々なテーマを取り上げています。

高齢福祉課ではエンディングノートを

作成しており、窓口で配布しているほか、

高齢者あんしんセンターや社会福祉協議会での

終活支援の取り組みの中で活用しているところです

また、北区社会福祉協議会では

毎年「古い支度講座」を開催しており、大変好評です。

(後頁へ続く)

すどう あきお

公明

個人

七

(前頁から続く)

遺言や葬儀、成年後見制度、老人ホームなどを題材に
専門家を講師に講座を行うとともに、
地域の会合などに「出前講座」として職員が出向き、
ミニ講座などを実施し、必要に応じて、
権利擁護センター「あんしん北」の弁護士や
司法書士などの専門家による相談窓口に繋がっています。
なお、ご提案の終活安心センターの設置については、
場所や人材といった課題があると認識しています。
終活支援事業については、
豊島区での取り組み内容や実績なども参考としながら、
社会福祉協議会や高齢者あんしんセンターと
連携して実施してまいります。

すどう あきお

公明

個人

七

(質問の事項及び要旨)

三 スポーツ振興による北区ならではのまちづくりについて

(一) スケートボードパーク等の複合施設の整備と
競技の体験イベント等の検討について

【要旨】

東京2020大会のレガシーを残していく事が、シテ
イプロモーションの一環としても重要である。特に、ス
ケートボードパーク、バスケット3X3、スポーツクラ
イミング場の早急な実現が重要である。これらの施設
は、音や管理の問題があり、簡単な事ではないと承知し
ているが、課題を解決するために新潟県村上市の屋内ス
ケートパークのような複合施設を検討してはどうか。

また、これらの競技の体験イベントやスポーツ教室を
検討していくと、昨年の特答で答弁があったが、今後の
取り組みとして現段階でどのようなものがあるか、伺
う。

すどう あきお

公明

個人

七

三(一)

次に、スポーツ振興による北区ならではのまちづくりについて、のうち、

スケートボードパーク等の複合施設の整備及び競技の体験イベント等の検討を、
とのご質問にお答えします。

区としましては、ご指摘いただきましたように、東京2020(にーぜろ・にーぜろ)大会のレガシーを後世に伝えるとともに、

「トップアスリートのまち・北区」を区内外へ広く発信していくことが、大変重要であると認識しています。

また、この機会を捉え、区民の皆さまに、スポーツへの関心を、一層高めてもらうことや、未来を担う子どもたちが、スケートボード等の新しい競技・種目も含む多様なスポーツに触れる機会を提供することも、

(後頁へ続く)

すどう あきお

公明

個人

七

(前頁から続く)

大切であると認識しています。

一方、施設整備にあたっては、ご承知のとおり、音や管理の問題のほかに、敷地の確保や安全対策、マナー啓発などの課題もあると認識しています。

今後も、ご紹介いただきました

村上市の屋内複合施設も含め、

他自治体での整備事例も参考にしつつ、

今後の競技人口や競技ニーズの動向等も踏まえながら、

区内での整備の可能性について

検証を進めてまいります。

なお、体験イベントやスポーツ教室については、

会場等の課題があることから、引き続き、

実施の可能性について、検討をしているところです。

すどう あきお

公明

個人

七

(質問の事項及び要旨)

三 スポーツ振興による北区ならではのまちづくりについて

(一) 北区としてのパラスポーツの普及について

【要旨】

東京2020パラリンピックのレガシーとして、パラスポーツの振興が課題である。

昨年開催された赤羽台URでのボッチャ大会のように、ボッチャやゴールボールなど、障がい者と健常者が共に楽しめるパラスポーツ大会等を定期的で開催し、健康づくりとコミュニティづくりの出来る体制づくりに取り組んではどうかと考えるが、北区としてパラスポーツの普及にどのように取り組んでいくのかを伺う。

すどう あきお

公明

個人

七

三(二)

次に、北区としてパラスポーツの普及にどのように取り組んでいくのか、とのご質問についてお答えいたします。

東京2020(にーぜろ・にーぜろ)パラリンピックを契機に、区民の皆さまにも、パラスポーツが広く知られることとなり、

ご紹介いただきました赤羽台でのポッチャ大会のように、誰もがパラスポーツを体験できる機会が、増えてきていると認識しています。

区としましては、こうしたパラスポーツへの関心の高まりを、一過性のものとしなないため、更なる理解促進に努めることが、重要であると認識しています。

引き続き、パラスポーツを体験できる機会を確保していくとともに、北区スポーツコンダクター制度を活用し、

(後頁へ続く)

すどう あきお

公明

個人

七

(前頁から続く)

北区ゆかりのパラリンピアンを地域へ派遣するなど、
パラスポーツの普及に積極的に取り組んでまいります。

また、オリパラ共用施設である

味の素ナショナルトレーニングセンター・イーストに
併設されている見学コースでは、

パラアスリートの練習を

見学することができるだけでなく、

ボッチャの体験コーナーもあり、

パラアスリートの存在を

身近に感じることができるようになっておりますので、
多くの方に見学いただけるよう、

関係機関と連携をしながらPRに努めてまいります。

すどう	あきお	公明	個人	七
-----	-----	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

三 スポーツ振興による北区ならではのまちづくり
 (三) 地域の観光コンテンツの強化としての新しい形の
 スポーツの普及について

ア 北区でeスポーツに取り組んではどうか

イ 新庁舎にWi-Fi(ワイファイ)環境の整った

イベントスペースを確保していただきたい

ウ 北とぴあの大規模改修に関して、Wi-Fi

(ワイファイ)環境さえ整えばeスポーツの大会を

開催することも可能性が出てくるのではないか

【要旨】若者を中心に人気があるeスポーツは、全国大会も開かれ、高齢者の介護予防の観点も加わり地域に浸透しつつある。多様性社会の中、年齢、性別、障害の有無に関わらずチャレンジでき、時代にあっている。区の地域活性化策としてeスポーツに取り組んではいかがか。また、eスポーツの拠点として、大会ができるWi-Fi(ワイファイ)環境の整ったイベントスペースを新庁舎や北とぴあのプラネタリウムスペースに確保してはどうか。

すどう あきお

公明

個人

七

三(三) アイウ

次に、北区でe(いー)スポーツに取り組んではどうか、

とのご質問についてお答えします。

ご紹介いただきましたように、e(いー)スポーツは、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、多様な世代が参加、交流できることや、他自治体では、高齢者の介護・認知症予防、健康維持に視点を置いた取り組み事例もあり、

近年、注目が高まってきていると認識しています。

一方、コンピュータ上のゲームであることや、種目もスポーツに限らず、パズル系やレース、カードゲーム等、様々なジャンルがあることから、スポーツとして捉えることの違和感やゲーム依存からくる健康、メンタル面でのリスクも指摘されているところです。

区としましては、未だ、e(いー)スポーツの価値や

(後頁へ続く)

すどう あきお

公明

個人

七

(前頁から続く)

議論が過渡期にあり、理解度が十分に高まっていないことから、まずは、スポーツの枠にとどまらず、地域コミュニティや高齢者施策、教育など、幅広い観点からの取り組みの可能性について、他の先進自治体での状況等を研究していくとともに、その活用策や効果の有効性についても検証してまいります。

なお、今後取り組む予定の新庁舎建設では、交流スペースなどの通信環境について検討していくとともに、北とぴあの大規模改修におきましても、e(イー)スポーツをはじめ、オンラインでのイベントの実施が可能となるような通信環境の整備に取り組んでまいります。

すどう あきお

公明

個人

七

(質問の事項及び要旨)

三 スポーツ振興による北区ならではのまちづくりに
ついて

(四) スポーツとしてのドローンの普及について
ア ドローンテストフィールドの意義と利用状況に
ついて

イ 地域のドローン練習場としての利用と考えられる
課題について

ウ ドローンを使ったスポーツの普及について

【要旨】ドローンは航空法の改正に伴い急速に普及しており、各種産業への展開も期待されている。災害時の活用も考えられ、観光資源にもなりえる。

現在、荒川岩淵関^(せき)緑地バーベキュー場を活用し、ドローンテストフィールドが提供されているが、その意義と利用状況を問う。ドローンの普及のためには、練習場が不可欠だが、現状では練習場が少なく、地域の遊休地を活用してドローンの練習場にはどうか。またド

すどう あきお

公明

個人

七

ローンを使ったスポーツの実施について、課題も含め区の見解を問う。

すどう あきお

公明

個人

七

三(四) アイウ

次に、スポーツとしてのドローンの普及についての
ご質問に 順次お答えします。

はじめに、荒川岩淵関(せき)緑地バーベキュー場の
ドローンテストフィールドの意義と
利用状況についてです。

近年、無人航空機、いわゆるドローンは、
災害時など有事の際の活用に加え、
建設業界においても、ICT(アイシーティ)施工や、
インフラ施設の維持管理を行う上でも、
有効なものとして需要が高まっています。

一方で、ドローンの操作においては、
未熟なパイロットによる飛行事故も多く、
優秀なパイロットの養成とそのため
の訓練場の確保も
課題となっています。

今回、航空法施行規則の一部改正を受け、
公共機関が設置する二十三区初の

(後頁へ続く)

すどう あきお

公 明

個人

七

(前頁から続く)

ドローンテストフィールドを

荒川岩淵関(せき)緑地バーベキュー場に

開設することとなりました。

社会的需要の高まりに 대응するとともに、

今後のドローン活用の可能性を探り、さらには

北区の観光や産業の活性化に資することも期待でき、

意義のある先進的な実証実験と捉えています。

利用実績については、二月二十日現在で

十一件、四十二名となっております、

実証実験終了の今月二十六日までに、

二件程度の利用が予定されている状況です。

なお、遊休地を活用したドローンの練習場としての

利用やスポーツとしての普及については、

騒音等の地域住民への理解、充電設備や安全な係留飛行

のための環境整備など様々な課題が想定されますので、

まずは、今回の実証実験結果をふまえ、

成果と課題の検証に取り組んでまいります。

すどう	あきお	公明	個人	七
-----	-----	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

三 スポーツ振興による北区ならではのまちづくり

(五) 建替え計画がある桐ヶ丘体育館について

ア 建替え計画の進捗は怎么样了になっているのか

イ 他にない付加価値を与え、北区を代表する

ような「稼げる体育館」に生まれ変わらせて

いただきたいと考えるが、区の見解は

【要旨】令和七年以降に完成予定の桐ヶ丘体育館の建て替え計画の進捗はいかがか。また、民間活用（専門業者が専門分野を管理運営する）を前提とした検討と、オリピックレガシー施設の導入や高齢者が多い等の地域特性を踏まえ、プール、浴室、スポーツサウナ、足湯等を備えたインクルーシブな体育館にするよう求める。

【参考】すどう議員に「民間活用」の意味合いを確認したが、プールはプール、サウナはサウナといった専門の業者がそれぞれを管理運営して欲しいとのこと。例示の神奈川県寒川総合体育館の所管である寒川町役場のスポーツ課スポーツ施設担当に確認したところ、同体育館はネーミングライツにしたという特徴はあるが、通常の指定管理施設であるとのこと。須藤議員には説明済み。

すどう あきお

公明

個人

七

三(五) アイ

次に、桐ヶ丘体育館の建替えについてお答えします。
まず、建替え計画の進捗ですが、

ご指摘いただきましたように、同体育館は、
基本計画二千二十において

令和七年以降の完成を計画していますが、
一方で、現在、桐ヶ丘地区で進められている、
桐ヶ丘団地 第六期建替計画と合わせて

検討していく必要があります。

建替えにあたっては、既設の赤羽体育館や、
滝野川体育館と比較し、敷地規模など
事業環境等に制約が想定されることから、
現在、事業化に向けて

第六期建替計画とも整合をとりながら、
どのような改築方針が望ましいか、
検討を進めているところです。

なお、ご提案いただいた屋内プール、浴室、

(後頁へ続く)

すどう あきお

公明

個人

七

(前頁から続く)

スポーツサウナ、足湯等の機能ですが、
区立体育館では、シャワールームの設置を
基本としていることから、
実現していくことは難しいと考えますが、
今後の改築に向けた準備を進めていくなかで、
建替えにかかる様々な制限や課題等を踏まえつつ、
どのような機能を取り込んでいくべきか、
区議会ともご相談のうえ、
十分な検討をかさねてまいります。

すどう あきお

公明

個人

七

(質問の事項及び要旨)

四 赤羽台ゲートウェイ計画と

児童相談所等複合施設について

- (一) 赤羽台ゲートウェイ計画で決定していることについて

【要旨】

○本年より事業者の公募が始まる。周辺地区の新しいゲートウェイとなるのか懸念されるが、現在の計画として決定していることは何か。

すどう あきお

公明

個人

七

四 (一)

つぎに、赤羽台ゲートウェイ計画と児童相談所等複合施設について、お答えいたします。

はじめに、赤羽台ゲートウェイ計画で決定していること、についてです。

区では、旧赤羽台東小学校施設跡地の利活用計画に基づき、

児童相談所等複合施設の整備に要する用地の余剰地について、UR都市機構と隣接する用地との一体的な活用に向けた協議を進めてきました。

その結果、昨年三月には、UR都市機構と

「赤羽台周辺地区のゲートウェイ形成を軸とした土地の一体活用に関する連携協定」を締結しました。

協定では、土地譲渡先の民間事業者を共同で公募するとともに、土地譲渡先を事業協力者として、

(後頁へ続く)

すどう あきお

公明

個人

七

(前頁から続く)

本地区が抱えるまちづくり上の課題解決に資する公共的な施設整備を求めるなど、本地区周辺のゲートウェイとしての魅力ある都市空間の形成を誘導する計画としています。

具体的には、多様で良質な都市型住宅・商業施設等の生活利便施設の立地誘導をはじめ、エレベーター等の設置によるバリアフリー化した計画地東西を結ぶ新たなアクセスルートの整備、計画地東側への道路擁壁を一部撤去した上でのゲートウェイ広場の整備、自転車駐輪場の整備等を計画条件として、土地譲渡先を選定することとしています。

なお、土地の譲渡先を選定するための公募手続きは、来月上旬に開始する予定としています。

すどう あきお

公明

個人

七

(質問の事項及び要旨)

四 赤羽台ゲートウェイ計画と

児童相談所等複合施設について

(二) バリアフリー化における昇降施設の導入について

【要旨】

○計画地は崖地でバリアフリー化が必須である。区はエレベーターの整備誘導を想定しているようだが、それだけではなく、エスカレーターの設置が望ましい。区として、どのように考えているのか。

すどう あきお

公明

個人

七

四 (二)

つぎに、バリアフリー化における昇降施設の導入について、お答えいたします。

本計画では、計画地東側の道路と西側との間に約十一メートルの高低差があることから、土地譲渡先に求める計画条件では、計画地を東西に結ぶ新たなアクセスルートを整備するとともに、あわせてバリアフリーに配慮したエレベーター等の移動円滑化に資する施設整備を求めるとしてしています。

区といたしましては、利便性向上の視点から、エスカレーター等の整備について、UR都市機構と連携して、実現に向けた取組みの検討を深めてまいります。

すどう あきお

公明

個人

七

(質問の事項及び要旨)

四 赤羽台ゲートウェイ計画と児童相談所等複合施設について

(三) 児童相談所等の複合施設について

【要旨】

赤羽台ゲートウェイ計画に隣接する

児童相談所等複合施設に関しては、
単なる児童相談所に

とどまらない施設であることから、いつでも、
誰でも気軽に開かれた施設であるべきと考えるが、
区の施設のあり方や方向性については
どのように考えているか。

また、ハード面だけでなく、ソフト面についても
現段階での課題や地域との連携については
どのように考えているのか。

すどう あきお

公明

個人

七

四（三）

次に、赤羽台ゲートウェイ計画と

児童相談所等複合施設についてのうち

児童相談所等複合施設のあり方についてお答えします。

児童相談所等複合施設は、児童相談所、一時保護所の

整備と併せて、子ども家庭支援センター、

児童発達支援センター、教育総合相談センターを

複合化し、子どもにかんする総合的な相談拠点として

施設を整備します。

子どもと保護者が利用しやすく気軽に

相談できる施設にするとともに、

課題や悩みを抱えた子どもや保護者が安心して

相談できるよう。プライバシーや

動線に十分配慮してまいります。

また、ソフト面の課題として、人材育成をはじめ、

社会的養護の充実など様々な課題が挙げられます。

近隣にある児童養護施設との情報交換を

（後頁へ続く）

すどう あきお

公明

個人

七

(前頁から続く)

定期的に行うとともに

民生・児童委員や地域の町会・自治会等との

連携をはかり、

先行自治体の取り組みも参考にしながら

児童相談所等複合施設開設に向けて

準備を進めてまいります。